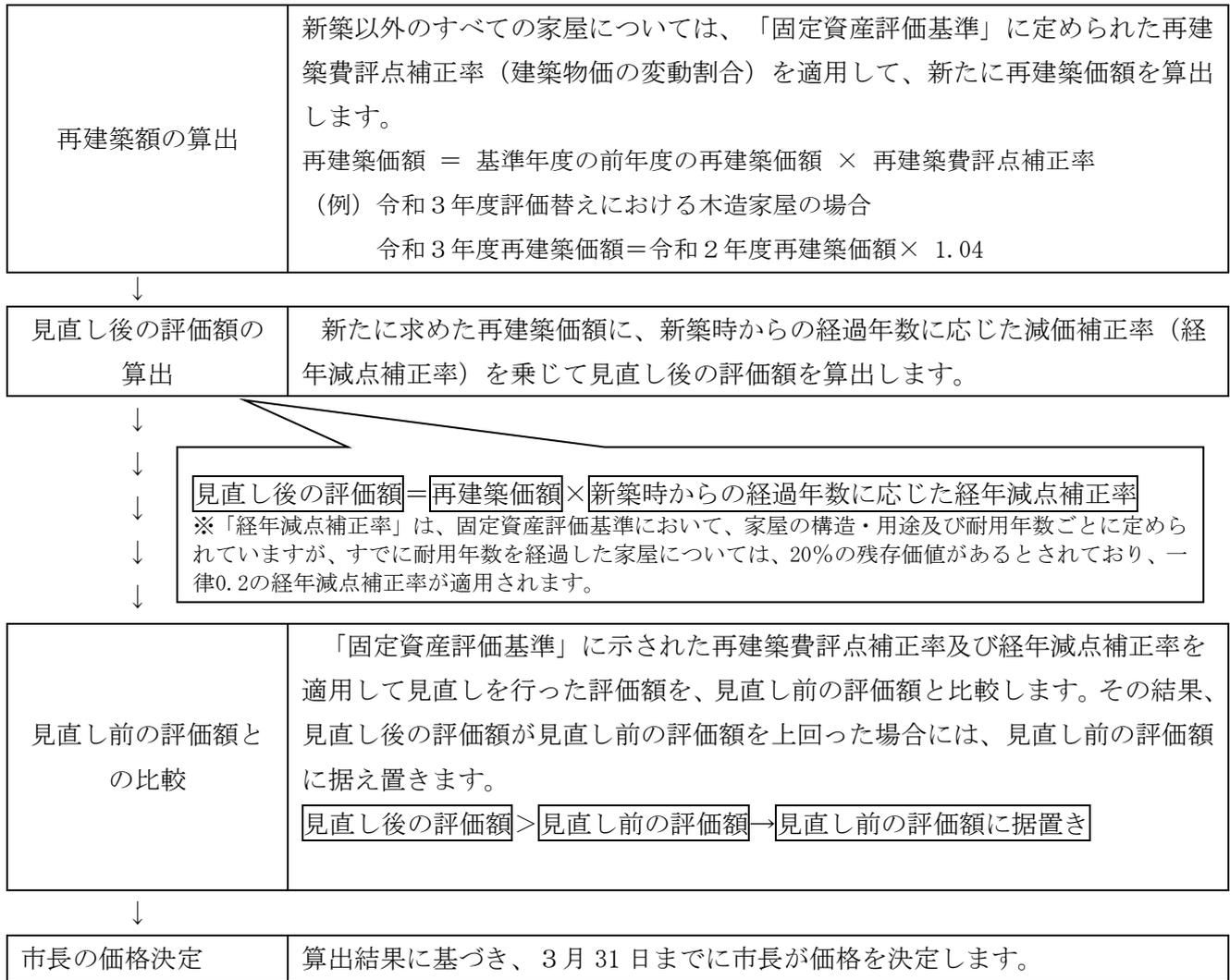




○ 新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価



● 見直し後の家屋の価格（評価額）が下がらなかったのですが…

Q 私の家は、評価替えをしても価格（評価額）が下がらなかったのですが、下がらない場合もあるのですか？

A すでに課税されている家屋の価格（評価額）は、建築物価の動向などを考慮して、3年ごとに見直されますが、その見直した評価額が現在課税されている評価額よりも高くなった場合には、見直し前の評価額に据え置くことになっています。たとえば、建築物価が低かった時期に建築された家屋などでは、最近の建築物価等を考慮した新しい建築資材等の単価により価格の見直しを行うと現在課税されている評価額を上回る場合があります。この場合、評価額は前年の評価額に据え置くため下がらないことになります。